

令和3年春季宇部・山陽小野田消防組合火災予防運動実施要綱

1 目 的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（2020年度全国統一防火標語）

『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』

3 実施期間

令和3年3月1日（月）から3月7日（日）までの7日間

4 推進実施事項

（1）住宅防火対策の推進

本消防局管内では、昨年1年間で火災が95件発生し、そのうちの49件が建物火災であった。

このうち住宅火災は24件発生し、死者は2名、負傷者が10名発生している。

このような状況を踏まえ、住宅における出火防止や火災の拡大防止対策を徹底し、死者及び負傷者の発生を防止するため、以下の取組を推進する。

ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性、方法等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進を図る。

イ カーテンやじゅうたん等の防炎物品、寝具や衣類等の防炎製品の普及促進を図る。

ウ 安全装置が設置された暖房器具、調理器具等の普及促進を図る。

エ たばこ火災に係る注意喚起広報を実施する。

オ 地震火災を防ぐため、家具等の転倒防止や安全装置等を備えた火気器具の普及等を推進するほか、台風などの自然災害による停電発生時に懸念される通電火災対策の周知及び注意喚起を図る。

（2）野焼き火災や林野火災等予防対策の推進

本消防局管内では、例年たき火を原因とする火災が後を絶たず、昨年は24件発生していることから、以下の取組を推進する。

ア これからの時季、野焼きや入山者の増加等が見込まれるため、林野周辺住民、入山者等に対し防火意識のかん養を図る。

イ 野焼きやたき火等を行う場合の消火準備や監視の徹底に係る注意喚起広報を実施する。

（3）乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

ア 住宅密集地等、延焼拡大の危険性が高い地域を中心に火災予防対策や警戒の強化を図る。

イ 乾燥注意報や強風注意報が発表された場合等において、地域住民に屋外での火の取扱い等につ

いて注意を促す等、火災予防広報を実施する。

(4) 放火火災防止対策の推進

- ア 「放火火災防止対策戦略プラン」(平成17年1月)(※)を活用した「放火されない環境づくり」を図る。(※) URL : http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_6.html
- イ ガソリンスタンドにおけるガソリン容器への適切な詰め替え販売の徹底を図る。

(5) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火管理体制の充実を図る。
- イ 避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理を徹底する。
- ウ 防炎物品の使用の徹底及び防炎製品の使用の促進を図る。
- エ 違反のある防火対象物に対する是正指導を推進する。
- オ ホテル・旅館等における防火安全対策を徹底する。
- カ 表示制度及び公表制度の取組を推進する。
- キ 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策を徹底する。
- ク 有床診療所・病院等における防火安全対策を徹底する。
- ケ 飲食店における防火安全対策を徹底する。
- コ 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導等に係る取組を推進する。

(6) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

製品の適切な使用・維持管理の推進及びリコール情報等、製品火災に関する注意情報の周知徹底を図る。

(7) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

本消防局管内においても、地域のイベントや祭り等の多数の者が集合する催しが多く開催される。そのようなイベント等で火災が発生すると被害が甚大となるおそれがあることから、積極的に現地に赴き、以下の取組を実施する。

- ア 催しを主催する者に対する指導を徹底する。
- イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導を徹底する。
- ウ 火気器具を使用する屋台等への指導を徹底する。
- エ 照明器具の取扱いに係る指導を徹底する。

住宅用火災警報器の維持管理について

- 本体のボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をしましょう。
- 作動確認は、少なくとも年に2回はしましょう。
- 故障か電池切れかわからないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問い合わせください。
- 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。
- 10年を目安に交換しましょう。